

18歳までの医療費を無償化します！

～18歳まで、ずっと安心 子育て世代の「ゆとり」を創出～

横浜市では、令和8年6月1日から、小児医療費助成の対象年齢を18歳（18歳に達する日以後、最初の3月31日）まで拡大します。これにより、子育て世代の経済的負担を軽減し、進学や就職など将来に向けた準備が重なる時期にあっても、安心して医療機関を受診できる環境を整えます。



1 制度の概要

横浜市内に住所があり健康保険に加入しているお子さまが、病気やけがで医療機関等を受診した際、保険診療の自己負担額を助成する制度です。
※入院の差額ベッド代や文書料、健康診断等、保険給付とならないものは、助成対象外です。

2 新たに対象となる方

令和8年6月1日以降、次の条件を満たすお子さまが新たに対象となります。

○中学卒業後、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある

○横浜市内にお住まいで、健康保険に加入している

※重度障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成など、他の医療費制度による助成を受けている場合、生活保護を受けている場合など、一部対象とならない方がいます。

3 新たに対象となる方の医療証について

令和8年4月25日時点で横浜市内に住民登録がある場合
申請は不要です。令和8年5月下旬に医療証を発送します。

令和8年4月26日以降に転入手続をした場合

横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」またはお住いの区の区役所保険年金課保険係給付担当の窓口にて申請してください。医療証をお渡しします。

また、郵送での申請も可能です。郵送の場合は、お住いの区の区役所の保険年金課保険係給付担当へお送りください。

★医療証についてのお問い合わせ先★ ※8月31日受付終了
横浜市小児医療証コールセンター（平日9時～17時）
電話：045-900-6760 / FAX:045-411-5855



詳細はこちら

お問合せ先		
医療援助課長	服部	Tel 045-671-3694



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

